

定 款

施行日：1957年03月01日

改訂日：2023年03月02日

株式会社日本色材工業研究所

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社日本色材工業研究所と称し、英文名は、Nippon Shikizai, Inc. と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 化粧品・化粧品原料及び色素の製造販売ならびに輸出入
2. 医薬品及び医薬部外品の製造販売ならびに輸出入
3. 前各号に関する製品の研究開発、製造技術の供与及び技術指導
4. 化粧品用具の販売
5. 航空機・船舶・不動産のリース事業
6. 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都港区内に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、5,200,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は 100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式、新株予約権に関する取り扱い及び手数料ならびに株主提案権その他株主の権利行使の手続きに関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- 2 前項及び本定款に別段の定めあるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告のうえ一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者となることができる。

第3章 株主総会

(総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月1日から3ヶ月内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(招集者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し議長となる。

- 2 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、総会ごとに、代理権を証明する書面を提出することを要する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に定める場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議事録)

第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

- 2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間は本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

- 2 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最

終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の残任期間と同一とする。

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員を除く。)の中から社長を1名選定し、また必要に応じ会長1名、副社長1名、専務取締役及び常務取締役を若干名選定することができる。

(代表取締役)

第23条 取締役社長は会社を代表する。

2 必要に応じ、取締役会の決議により前項に加えてさらに代表取締役を選定することができる。おのおの会社を代表するものとする。

(招集者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し議長となる。

2 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(招集手続)

第25条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前迄にその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

2 前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(議事録)

第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2 取締役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(相談役)

第30条 取締役会の決議によって相談役若干名を選任することができる。相談役は当社の業務に関し、代表取締役の諮問に応じるものとする。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または定款の定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(取締役の責任限定契約)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第33条 当社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集)

第34条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し会日の3日前迄にその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、3月1日より翌年2月末日迄の年1期とする。

(剰余金の配当等)

第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過して受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

- 1 当社は、第 59 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条の定めるところによる。